

令和3年3月15日

各民間保育所施設長・設置者様

川崎市子ども未来局保育事業部保育第1課長

補助金申請等にかかる押印廃止等の実施について（通知）

日頃から、本市の保育行政に御理解、御協力をいただきありがとうございます。

さて、本市におきましては、令和3年2月10日付けで川崎市申請書等の押印見直しに関する方針を策定し、地方自治法第234条第5項により記名押印が義務付けられている契約書や請求書等、一部の例外を除き、原則、押印を廃止することになりました。

つきましては、認可保育所の運営に当たり、市に提出していただいております届出書、申請書、報告書等につきましても、令和3年度から押印廃止としますので、通知いたします。

押印を廃止するものについては、各保育所において決裁をとるなど、文書の真正性を担保する取組の実施に努めてくださいますようお願いいたします。

1 適用時期

令和3年4月1日以降の日付で市に提出する書類

なお、令和2年度の事業にかかる書類には、押印をお願いします。

2 押印廃止の対象外となるもの

以下については、押印又は署名が必要となります。

- (1) 川崎市子どものための教育・保育給付費等請求書や補助金支給にかかる請求書 ※要押印
- (2) 宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱第3号様式「本人負担額確認書」
※法人には押印を、職員には署名をお願いします。
- (3) 処遇改善等加算率認定申請にかかる在職証明書 ※押印をお願いしてください。
- (4) 補足給付費実績報告書
※法人の押印は不要ですが、保護者による証明として、保護者の署名をお願いします。
- (5) 委任状（該当があった場合のみ） ※要押印

「川崎市申請書等の押印見直しに関する方針」より抜粋

【見直しの例外】

- (1) 地方自治法第234条第5項により記名押印が義務付けられている契約書
- (2) 入札書、請求書、領収書等及びこれらに係る委任状
- (3) 国、県の法令・条例・規程等やその他団体により押印又は署名が義務付けられているもの及びそれらに基づく委任状
- (4) その他、文書の真正性を担保するため、実印の押印を求めているもの

3 その他

現在のところ、電子媒体による審査体制が整っていないことから、申請書等は原則郵送による提出をお願いしますが、詳しくは、各事業の申請にかかる通知等で個別にお示しします。

(保育第1課担当)

電話 044-200-2662

メール 45hoiku@city.kawasaki.jp